

「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案及び「eSIMサービスの促進に関するガイドライン」(案)に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年5月29日(土)～同年6月28日(月)  
案件番号:145209751

意見提出者一覧

意見提出者 21件(法人:9件、個人:12件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	個人5
6	個人6
7	個人7
8	個人8
9	個人9
10	個人10
11	個人11
12	一般社団法人テレコムサービス協会
13	株式会社ジュピターテレコム
14	一般社団法人リソースモバイル・ジャパン
15	株式会社携帯市場
16	ブックオフコーポレーション株式会社

17	ソフトバンク株式会社
18	株式会社オプテージ
19	楽天モバイル株式会社
20	日本テレホン株式会社
21	個人12

■ 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案

・全体

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● SIMロックの設定状況等について、引き続き確認することを要望。</li> </ul>	<p>考え方1</p>	
<p>○ SIMロックを原則禁止とし、不適切な行為が行われる可能性に加え、そのリスクを回避・軽減する手段としてSIMロックを採用することが妥当であるかの観点を持って、SIMロック設定が適当であるかを判断する本ガイドライン改正案の考えに賛同いたします。</p> <p>SIMロックは利用者利便を損なうものであり、事業者が正当な理由なく設定することは望ましくないものであると同時に、MNOとMVNOの間のスイッチングコストを徹底的に下げるためにも、本ガイドライン改正は必要と考えます。総務省殿において、SIMロックの設定状況等について、引き続き確認いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 事業者のSIMロックの設定の状況等については、引き続き確認を行ってまいります。</p>	無
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● 不正な転売等不適切な行為について、端末流通市場も含めた健全な市場環境の形成に向けて、具体的な対策について検討することを要望</li> </ul>	<p>考え方2</p>	
<p>○ SIMロック解除の原則化により、利用者のサービス乗換えのハードルが低下し、これにより利用者が提供を受けるサービスの選択の幅を広げることが可能となる為、賛同します。</p> <p>他方、SIMロックが行われている要因の一つとして、スイッチング円滑化タスクフォース報告書でも言及されているとおり、スマートフォン端末代金の不払いや、端末詐取の問題があります。スマートフォンは高額化により割賦販売が主流となっていますが、悪意を持った者が、割賦代金の支払いを完了させず、または身分証明書を偽って端末を詐取し、不正に転売している状況があるのも事実です。スイッチング円滑化タスクフォースの報告書でも、『「何らかの対策」を取る必要性は認められる』と記されているところです。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 割賦代金不払行為等を防止するための対策については、総務省において具体的な手段を指示・指定するのではなく、基本的には事業者において、購入者の権利や競争への制限効果がより低い手段を活用した対策を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ その上で、業界全体として不適切な行為の多発等が問題となった場合には、必要な対策について検討することもあり得ると考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>こうした行為が増加することは、MNO及びMVNO事業者の経営に影響を与えるだけではなく、不正な転売を防止する効果的な方法がない中、SIMロックの解除がこうした不適切な行為の増加を助長しかねないことを懸念しています。身分証明書の提示など事業者側でも確認を厳格化していますが、身分証明書の偽造などに対する防止手段には限りがあるため、例えば、不払いや詐欺の対象端末の製造番号を事業者間で共有するなど、不正な転売の抑止につながる方法を検討すべきと考えます。</p> <p>繰り返しになりますが、スイッチング円滑化タスクフォースの報告書に『「何らかの対策」を取る必要性は認められる』とされている通り、端末流通市場も含めた健全な市場環境の形成に向けて、具体的な対策やについて検討されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ジュピターテレコム】</p>		
<p>意見3 ● 本ガイドライン案に賛同。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 今回のガイドライン改正案は、移動端末設備の円滑な流通・利用の確保という目的に沿ったものであり、中古端末の観点からも流通を促進するものであるため、総じて賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人リユースモバイル・ジャパン】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>○ ガイドライン改正案は、中古端末市場の観点からも市場拡大を促進すると考えられるため、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社携帯市場】</p>		
<p>○ ガイドライン改正案は、中古端末流通を促進すると考えるため、総じて賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【ブックオフコーポレーション株式会社】</p>		
<p>○ 今回のガイドライン改正案は、利用者への利便性確保はもちろんとして、幅広く安心安全に配慮したものであり、新品・中古の両端末の流通に関しても促進されると考えるため、総じて賛同します。</p>		

意見	考え方	修正の有無
【日本テレホン株式会社】		
<p>意見4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● 総務省において、市場において問題が生じた場合には、速やかに問題解決の取組を行うことを要望。</li> </ul>	考え方4	
<p>○ SIMロックが、利用者利便を損なう要因となる点や競争を阻害する効果を有する点を踏まえ、SIMロックの原則禁止等の考え方が示されたことは、利用者利便の向上に加え、市場の健全な競争環境の維持・向上に資すると考えるため、本ガイドライン改正案の考えに賛同いたします。</p> <p>この点、ガイドライン改正により、事業者が正当な理由なくSIMロックを設定する行為は無くなるものと期待される所、潜脱的な行為等により、SIMロック等の行為が継続する可能性も考えられますので、総務省殿においては、今後も市場動向を引き続き注視いただくとともに、仮に問題が生じていることが確認された場合には、制度的な対応等、速やかに問題解決に向け取り組みをおこなっていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後も市場動向を注視し、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果を有する問題が確認された場合には、速やかに対応してまいります。</p>	無

・ 2 用語の定義

意見	考え方	修正の有無
<p>意見5</p> <p>● 本ガイドライン案に賛同。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 規律の対象となる「SIMロック」について、「特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された端末上の制限」から「特定の事業者に係るプロファイルが記録されたSIMに対してのみ動作するよう設定された端末上の制限」へと拡大することで、eSIMを対象に加えることに賛同いたします。eSIM対応端末においても技術的にはSIMカード同様に、動作し得るプロファイルを制限することが可能であることから、本改正が必要であると理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・ 4 SIMロックについての基本的な考え方

意見	考え方	修正の有無
<p>意見6</p> <p>● 本ガイドライン案に賛同。</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ SIMロックは、事業者の変更や併用による他の事業者の役務の利用（海外渡航時の役務の利用を含む。）を妨げ、利用者の利便を損ない、利用者の権利を制限する効果を有する。また、役務契約の締結や変更のコストを押し上げ、役務の料金やサービス内容の差別化により事業者間の競争を阻害する効果を有することから、「事業者が正当な理由なくSIMロックを設定する行為」及び「既に設定したSIMロックを解除しない行為」については、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障を生じるおそれがあるときは、業務改善命令の要件に該当する、とする本改正案の基本的な考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・ 5 SIMロックの原則禁止

意見	考え方	修正の有無
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● SIMロックの設定が可能になるまでの手続きが煩雑であり、速やかな対策が困難であり、犯罪行為の抑止という緊急性が求められる状況では、規定の実効性に疑問がある。</li> <li>● 不正行為が多発する事象が発生した場合、何らかの対策をガイドラインの緊急避難的な例外措置として認めること、可及的速やかにガイドラインの見直しを実施することの2点を、利用者保護の観点等から強く要望する。</li> </ul>	<p>考え方7</p>	
<p>○ これまでの「スイッチング円滑化タスクフォース」の議論の中でも指摘してきましたが、SIMロックが原則禁止となったことで、不正な端末搾取等の犯罪行為が増加する懸念が生じるものと考えます。事実、本年5月に転売目的でSIMフリー端末が不正に購入された事例等が報道されているとおりです。</p> <p>「6 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の対応」でSIMロックの設定が認められているものの、SIMロックの設定が可能になるまでに必要とされる手続きは非常に煩雑であり、速やかな対策が困難であることから、犯罪行為の抑止という緊急性が求められる状況下においては、本規定の実効性に疑問が残ります。</p> <p>ついては、今後、仮に不正な端末搾取等の犯罪行為が多発するといった事象が発生した場合には、何らかの対策を「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）の緊急避難的な例外措置として認めて頂くこと、加えて、可及的速やかに本ガイドラインの見直しを実施頂くことの2点について、利用者保護の観点等からも強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 不正な端末搾取等の犯罪行為に対しては、購入時の本人確認の徹底や支払能力・意思の有無を確認するための事前審査、外部機関による与信審査の活用等、SIMロックと比べて利用者の権利や競争への制限効果がより低い代替的な手段を最大限に活用することでリスクを回避・軽減することが求められると考えます。</p> <p>○ 業界全体として犯罪行為の多発等が問題となった際に、適切な対策について検討することが必要になる場合があり得ることは理解できます。しかしながら、本ガイドライン改正案は、利用者の権利や競争への制限効果の低い犯罪防止対策についてまで禁止するものではないため、犯罪行為の多発等が問題になったとしても、本ガイドライン改正案の例外措置を認めることや、本ガイドライン改正案の見直しを行う必要は基本的にないものと考えます。</p>	<p>無</p>

・ 6 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の対応

意見	考え方	修正の有無
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の制度設計が具体的に明示されたことについて歓迎。</li> <li>● 手続における確認内容について公表することを要望。</li> </ul>	<p>考え方8</p>	
<p>○ 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の制度設計が具体的に明示されたことについて歓迎いたします。</p> <p>令和3年5月28日に公表された「スイッチング円滑化タスクフォース報告書」において「事業者の責任において、他の代替的な手段では対応が困難であり、SIMロックでなければ対応できないリスクについて関係者の理解を得ることで、SIMロックと比較して制限効果がより低い手段では目的を達成することが困難であることが証明されれば、SIMロックを採用することまでが完全に否定されるものではない」とあるところ、貴省におかれましては、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障を生じさせるものであるSIMロックを設定することが例外的に必要と認められた場合においては、前記の証明を客観的に確認できるよう、事業者が提出した「総務省の確認を得るための必要資料」について確認した内容を含め、結果等を公表いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 確認した内容を含めた結果等の公表に関するご意見については、総務省が本ガイドライン改正案の「6 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の対応」に基づく確認を行うに当たっては、事業者の経営情報の管理に十分配慮することとしており、公表を前提にしているものではありませんが、客観性を確保する観点から、必要に応じて有識者の意見を聴取することとしています。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・ 7 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点

意見	考え方	修正の有無
意見9 ● 本ガイドライン案に賛同。	考え方9	
○ スイッチング円滑化タスクフォース等、これまではSIMロックに係る課題を中心に検討が進められてきましたが、今後さらなる利用者利便を確保し、事業者間の競争を円滑に行うためには、SIMロックとは異なる方法を用いて端末機能を制限する設定についても、同様に設定されないことが重要であると考えます。このため、SIMロック以外の機能制限についても、本ガイドラインにて規律することに賛同いたします。  【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
○ SIMロック以外にも何らかの端末の機能制限があると、中古の流通に支障が出るので、もしそういったものがあるのであれば、事業者において対応してもらおうとする内容について賛同する。  【一般社団法人リユースモバイル・ジャパン】		
○ SIMロック以外の機能制限も事業社間の競争を阻害すると考えていますので、賛同します。  【株式会社携帯市場】		
○ 端末利用に関し、予期せぬ機能制限が発動するケースがあった場合、特に高齢の方にとって、高いリスクを与える可能性があります。 また、中古端末市場においては、機能制限にある状態の端末情報を確認する方法、基準、制限の解除方法等を提示いただかなければ重大な阻害要因となります。 以上を踏まえ、事業者により、SIMロック以外の端末に設定された機能制限についても対応してもらおうとする内容について賛同します。  【日本テレホン株式会社】		
意見10	考え方10	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● ネットワーク利用制限についても引き続き検討が必要。</li> </ul>		
<p>○ SIMロックに限らず何らかの端末の機能制限があるとリユース端末流通に大きく支障が出る事が明白なためそういったものがある場合に事業者において対応してもらうとする内容について賛同致します。</p> <p>また、一般消費者層に対する端末選択肢の拡大及び安心な流通の阻害要因という意味では、ネットワーク利用制限も【機能制限】に該当すると考えている為こちらについても引き続き検討が必要と考えています。</p> <p style="text-align: center;">【ブックオフコーポレーション株式会社】</p>	<p>○ 「7(4)SIMロック以外の機能制限」は、利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有する機能制限について、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるものとして、業務改善命令の要件に該当する場合があるとしているものです。</p> <p>○ 御指摘のネットワーク利用制限については、関係者の対応の状況などについて、確認していく必要があるものと考えます。</p>	無
<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 端末の機能制限について確認を行う際には公開の場において議論を行うことを要望。</li> <li>● 通信事業者だけでなく、端末製造者においても、周波数帯域等についてすべてのMNOへ対応するよう義務付けるべき。</li> </ul>	考え方11	
<p>○ 「利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有する、SIMロック以外の端末に設定された機能制限についても、正当な理由なくこれを行う行為は、SIMロックと同様の考え方により、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保に支障が生じるおそれがあるものとして、業務改善命令の要件に該当する場合がある」とする本改正案について、当該機能制限の対象を今後確認される際には、引き続き公開の場において丁寧な議論をしていただくことを要望いたします。</p> <p>加えて、令和3年6月10日に公正取引委員会殿より公表された「携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）」の報告書において、「端末メーカーは、新たにMNOとして参入した通信事業者が参入後に他のMNOと同等に事業活動を行える環境を整備する観点から新規参入したMNOの周波数帯等にも対応する携帯電話端末を製造することが競争政策上望ましい。」と示されたことから、電気通信の健全な発達及び利用者の利益の確保のため、通信事業者だけでなく、一定以上の販売シェアを有する端末製造</p>	<p>○ 利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有するSIMロック以外の端末に設定された機能制限は、本ガイドライン改正案「7(4)SIMロック以外の機能制限」で業務改善命令の要件に該当する場合があるとしており、個別具体の判断は基本的に総務省において行いますが、必要があれば、議論の場を設けることも検討します。</p> <p>○ 端末製造者に対する義務づけに関する御意見については、参考として承ります。なお、端末の対応周波数帯等については、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、状況を注視していく考えです。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>者においても、周波数帯域やデータ通信・音声通信機能等についてすべてのMNOへ対応するよう義務付けるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見12</p> <p>● 周波数帯について事業者が非対応とする行為を、「SIMロック以外の端末に設定された機能制限」の例として明記いただきたい。</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案に関して：</p> <p>7(4)において、端末が本来対応している周波数帯（SIMフリーで販売されている同種の端末で対応している周波数帯）を、事業者が販売するにあたり意図的に非対応とする行為を、「SIMロック以外の端末に設定された機能制限」の例として明記していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>○ 利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有する、SIMロック以外の端末に設定された機能制限は、本ガイドライン改正案「7(4)SIMロック以外の機能制限」で業務改善命令の要件に該当する場合があります。</p> <p>○ 端末の対応周波数帯等については、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、状況を注視していく考えです。</p>	<p>無</p>
<p>意見13</p> <p>● いかなる音声端末であっても日本国内でVoLTE通話サービスが利用できるよう、共通のVoLTE仕様を定め、VoLTE通話サービス提供事業者は共通VoLTE仕様をサポートするようにすべき。</p>	<p>考え方13</p>	
<p>○ 現代の携帯電話サービスにおいては、</p> <p>(1) 音声通話サービス(4GにおけるVoLTE通話サービス)</p> <p>(2) SMS(ショートメッセージサービス)</p> <p>(3) データ通信サービス</p> <p>は基本的サービスであり、どの音声端末においても国内全てのキャリアでこれら3つのサービス全てが利用出来るべきであると考えられます。</p> <p>特に(1)に関しては、音声通話サービス(4GにおけるVoLTE通話サービス)への対応可否が緊急通報可能の可否を生じさせる観点から、特に重要であると考えられます。</p> <p style="text-align: right;">「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ 利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有するSIMロック以外の端末に設定された機能制限は、本ガイドライン改正案「7(4)SIMロック以外の機能制限」で業務改善命令の要件に該当する場合があります。</p> <p>○ なお、通信事業者が販売する端末が他社使用の周波数帯やVoLTE通話に対応していないことが、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、状況を注視していく考えです。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>第7項第(4)号SIMロック以外の機能制限では、“利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有する、SIMロック以外の端末に設定された機能制限”を禁止としておりますが、先に挙げた基本的サービスを楽しむことができるようにすべき観点から、次の各ケースはこの機能制限に当たるものとして禁止すべきと考えます。</p> <p>また、各ケースを先の基本的サービスに照らし合わせた場合、ケース1は他の事業者がサービスを提供するエリア全域で緊急通報が不可能となる行為、ケース2は実質的に緊急通報が可能なエリアを狭める行為とも考えられます。</p> <p>ケース1) 端末のシステムにおいて他の(または特定の)事業者向けVoLTEプロファイルが存在しない、または他の(または特定の)事業者回線ではVoLTE通話を不可とする等の端末の設定上の理由により、実質的に他の(または特定の)事業者ではVoLTE通話が行えない場合。</p> <p>例) A社が発売する端末BにC社のSIMカードを差し込んだ場合、C社が提供するVoLTE通話サービスが利用できない。</p> <p>具体例) NTTドコモ向けGalaxy Note8 (SC-01K)に楽天モバイル(MNOサービス)のSIMを差し込んだ場合、楽天モバイルのネットワークでは同社が提供するVoLTE通話サービスが利用不可能である件。</p> <p>ケース2) ハードウェア上では対応している他の事業者でのみ使用されている周波数に対して、技適を取得しない、または技適は取得していてもソフトウェア的に利用出来なくする等の手段により、当該端末では当該周波数の利用が出来ない場合</p> <p>例) D社が発売する端末EとF社が発売する端末GはFCC IDが同じであるなどの観点から同一ハードウェアと言えるが、端末Eは端末Gが対応するF社の周波数の一部が利用できず、逆に、端末Gは端末Eが対応するD社の周波数の一部が利用出来ない。</p> <p>具体例) NTTドコモ向けGalaxy S20 (SC-51A)ではauが提供するLTE B18が、au向けGalaxy S20 (SCG01)ではNTTドコモが提供するLTE B19がそれぞれ利用出来ない件。</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>以下、本意見公募の対象からは逸れるものの、上記ケース1に関する意見です。</p> <p>現状では、技術基準適合認定の記号F(インターネットプロトコル移動電話用設備(VoLTE))の認証を取得している端末であっても、ケース1のような、ある事業者が提供するVoLTE通話サービスが利用できない事例が存在し、当該端末と当該事業者の組み合わせでは緊急通報が不可能となってしまっています。今後このような事例を発生させないために、いかなる音声端末であっても日本国内でVoLTEサービスを提供する全ての事業者でVoLTE通話サービスが利用できるよう、互換性確保の観点での各社共通のVoLTE仕様を定め、VoLTE通話サービス提供事業者はこの各社共通VoLTE仕様をサポートし、技術基準適合認定の記号Fの認証を取得した端末はこの各社共通VoLTE仕様をサポートするようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>		

・ 8 本ガイドラインの適用等

意見	考え方	修正の有無
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「7. (4) SIMロック以外の機能制限」についても、SIMロックと同等に本ガイドラインの対応が求められていることから、例外に関してもSIMロックと同等の規定となされるべき。</li> </ul>	<p>考え方14</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「7. 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関する留意点(4) SIMロック以外の機能制限」については、SIMロックと同等に本ガイドラインの対応が求められていることから、例外に関してもSIMロックと同等の規定となされるべきであり、以下のとおり修正を要望します。</li> </ul> <p>===</p> <p>汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（現時点においては、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。）以外の端末については、当分の間、5、6及び7(4)は適用しない。</p> <p>===</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本ガイドライン改正案脚注5に規定する端末は、汎用的な端末ではないと考えられることから、当分の間、「5 SIMロックの原則禁止」及び「6 例外的にSIMロックの設定が必要と認められる場合の対応」を適用しないとしています。</li> <li>○ ご指摘を踏まえ、「7(4) SIMロック以外の機能制限」も当分の間適用しないこととし、本ガイドライン改正案を修正します。</li> </ul>	有
<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● インターネットを利用するSIMロック解除の申込みを終日受け付けるものとするについて、令和3年10月1日より前に販売された端末についても終日受け付けるものとするとして、修正することが適当。</li> </ul>	<p>考え方15</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各々の事業者が本ガイドラインに沿って円滑に対応するためには、対応すべき内容が明確であることが重要であると考えますので、事業者の対応に要する期間を考慮した上で設定された、対象端末毎の適用条件を明確化された本規定に賛同いたします。</li> </ul> <p>また、8(1)②において、「令和3年10月1日より前に発売された端末であって、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に販売するSIMロックを設定したもの」については、インターネットを利用する方法によるSIMロック解除の申し込みを令和4年5月1日以降は終日受け付けるものとするところ、8(1)①における「令和3年10月1日より前に販売されたSIMロック</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年10月1日より前に発売された端末であって、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に販売するSIMロックを設定したものについて、インターネットを利用する方法によるSIMロックの解除の申込みの終日受け付けを令和4年5月1日以降終日受け付けるものとするに関する御意見は、賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ また、御意見を踏まえ、令和3年10月1日よ</li> </ul>	有

意見	考え方	修正の有無
<p>クが設定された端末の令和5年9月30日までの間における解除」についても、インターネットを利用する方法は、双方の端末に特別考慮すべき違いが無いことを踏まえると、8（1）②と同様に、終日受け付ける対応とすることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>り前に販売された端末についても、インターネットを利用する方法でSIMロック解除の申し込みを終日受け付けるものとし、本ガイドライン改正案を修正します。</p>	
<p>○ インターネットを利用した終日受付ができるとより中古端末のSIMロック解除がやりやすくなり、流通量増加につながるため、インターネットを利用するオンライン解除の終日受付について賛同する。</p> <p>ただし、この内容では、2の令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に販売する端末だけが該当となってしまうため、1の令和3年10月1日より前に販売された端末についても対応すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人リユースモバイル・ジャパン】</p>		
<p>○ インターネットを利用した終日対応であれば、今までよりも中古端末のSIMロック解除がしやすい環境になるため、中古端末の流通量増加につながると考えるため、オンライン解除の終日受付について賛同します。</p> <p>ただ、2のように期間限定するのではなく、令和3年10月1日より前に販売された端末も対象のご検討をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社携帯市場】</p>		
<p>○ SIMロック解除数が増えて中古端末市場拡大につながると考えるため、インターネットを利用するオンライン解除の終日受付について賛同します。</p> <p>その中で、1の令和3年10月1日より前に販売された端末についても対応すべきであると考えています。</p> <p style="text-align: center;">【ブックオフコーポレーション株式会社】</p>		
<p>○ 「インターネットを利用する方法によるSIMロック解除の申込みについては、令和4年5月1日以降は終日受け付けるものとする」ことに賛同いたします。</p> <p>一方、この注釈は「令和3年10月1日より前に発売された端末であつ</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>て、令和3年 10 月1日から令和5年9月 30 日までの間に販売するSIMロックを設定したもの」のみに係る注釈となっておりますが、「令和3年 10 月1日より前に販売されたSIMロックが設定された端末」についても同様に適用されるよう修正いただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p> <p>○ インターネットによる24時間対応について賛同致します。 但し、①②のような期間制限を行うべきではなく、可能な限り遡り対応いただくことが、利用者にとっても選択肢が増え、中古端末市場にとってもより円滑な流通につながると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレホン株式会社】</p>		
<p>意見16</p> <p>● 本ガイドライン案に賛同。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 既にSIMロックが設定されている端末については、利用者が自身の保有する端末の状態について把握することが重要であると考えますので、SIMロックが設定されているか否かを利用者がインターネットや電話等の簡易な手段により確認することができる手段を設けることに賛同いたします。 また、これらの手段を設けることに加えて、SIMロックの存在や、利用者自身で設定の状況を確認できることを、利用者が十分に認識できることは重要であるため、注釈9に記載されている通り、SIMロックを設定している事業者においては利用者への周知を適切に行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p> <p>○ SIMロック解除を行っても端末内の表示等で解除されたのか識別ができないというのが問題が解決されるため、賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人リユースモバイル・ジャパン】</p> <p>○ これまで、SIMロックが設定されているか否かを確認する簡単な方法がなかったため、賛同します。 できれば、端末内のコマンドで確認できる等の措置があればなおいいで</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>す。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社携帯市場】</p> <p>○ SIMロックが設定されているかどうかの確認する簡単な方法がなかったため、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【ブックオフコーポレーション株式会社】</p> <p>○ 利用者にとっても、中古端末市場においても、SIMロックが解除されているか否かを確認するには面倒で複雑な手続きを要しているため、このような対応を行っていただければ利便性が高まり、円滑な流通につながると考えられるため、賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【日本テレホン株式会社】</p>		
<p>意見17</p> <p>● 経過措置を設けているが、可能な限り適用日の前倒しを検討すべき。特に「過去にSIMロックを設定した全ての端末について、無料でSIMロック解除を行う」ことについては本改正の適用と同時であるべき。</p>	<p>考え方17</p>	
<p>○ 本改正案の適用が令和3年10月1日と明記されたことを歓迎いたします。</p> <p>一方、端末の発売日又は販売時期によって経過措置が適用されているところ、SIMロックが役務を提供する事業者の変更等に伴う変更後の事業者の役務の利用や海外渡航時における渡航先国事業者の役務の利用に際しての端末の利用制限が残ることにより、利用者の利便を損なう要因となるとともに、役務契約の締結や変更のコストを押し上げることで役務の料金やサービス内容の差別化による競争を阻害する要因にもなることに鑑みると、可能な限りそれぞれの適用日の前倒しを検討すべきと考えます。</p> <p>特に「過去にSIMロックを設定した全ての端末について、無料でSIMロック解除を行う」ことについては、事業者側における大きなシステム改修等は不要であると考えられること、令和3年5月28日に公表された「スイッチング円滑化タスクフォース報告書」において「不適切な行為が行われる可能性が低いことが確認できた購入者に対しては、当該購入者に一切の負担（理解・申出や手間・費用）を課すことなく、事業者の責任・費用負担において、</p>	<p>○ 本ガイドライン改正案の適用時期は、ガイドラインの適用対象となる事業者が、対応の準備をするために必要な期間を考慮して定めています。</p> <p>○ なお、各事業者においては、適用開始時期に関わらず、自主的かつ積極的な取組により、早期にガイドラインに適合した運用を行うことが望ましいと考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>(中略)既に渡した端末のSIMロックを解除する」と整理されたこと、及び令和3年6月10日に公正取引委員会殿より公表された「携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)」の報告書において「今後販売する携帯電話端末についてSIMロックを設定せずに販売したとしても、現在消費者が所有している携帯電話端末のSIMロックが解除されるわけではなく、「MNO3社は、消費者が端末購入時以外に店頭でSIMロックを解除する場合にも一律無料で解除に応じることが競争政策上望ましい。」と報告されたことを踏まえると、本改正の適用と同時であるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		
<p>意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● インターネットによるSIMロックの設定に関する簡易な手段について、ウェブサイトへのログインなしに確認することを可能にすべき。</li> </ul>	<p>考え方18</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「事業者は、令和3年10月1日より前に販売し、又は令和3年10月1日より前に発売し、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの間に販売した端末であって、SIMロックを設定したものについては、令和3年11月1日以降、SIMロックが設定されているか否かを利用者がインターネットや電話による簡易な手段により確認することができる手段を設けるものとする」ことに賛同いたします。うちインターネットによる手段においては、手段の簡易さの観点から、ウェブサイトへのログインなしにSIMロックが設定されているか否かを確認することを可能にするべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 賛同の御意見として承ります。</li> <li>○ インターネットによる確認方法について、その具体的な手法まで本ガイドライン改正案で指定するものではありませんが、手続全体として簡易な手段であるべきと考えます。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ①購入済の端末について自動的にSIMロックが解除されるものとすることを検討するべき。</li> <li>● ②インターネットでの手続きにおいては、解除手続ウェブサイトへのログインなしにSIMロック解除が実施できるようにするべき。</li> </ul>	<p>考え方19</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案においては「令和5年10月1日以降は、過去にSIMロックを設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ①の御意見について、本ガイドライン改正案</li> </ul>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>定した全ての端末について、解除の申込みがあった場合には、インターネット、電話、店舗等において、迅速かつ容易な方法により、無料でSIMロック解除を行うもの」としているところ、解除方法の迅速さや容易さの観点からは、以下の2点について事業者へ対応の検討を促すべきと考えます。</p> <p>①海外の事業者においては、端末購入時から一定期間経過後に自動的にSIMロックが解除される取組があることから、既に購入済の端末について同様に自動的にSIMロックが解除されるものとすることを検討すること。</p> <p>②購入者による申出の手間を軽減するために、インターネットでの手続きにおいては、解除手順ウェブサイトへのログインなしにSIMロック解除が実施できるようにすること。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>では、2021年10月以降新たに発売される端末についてはSIMロックの設定が原則禁止されるため、SIMロック解除自体が不要となります。</p> <p>○ 令和3年10月1日から令和5年9月30日の期間においても、現行ガイドラインの規定によりSIMロックの解除が行われ、対象となる端末が徐々に減少していくものと考えられ、令和5年10月1日以降、解除の申込みがあれば迅速かつ容易な方法で解除が行われることで、SIMロックの解除が更に進むものと考えます。</p> <p>○ なお、御意見にあるとおり、各事業者がより利用者の利便に資するような対応を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ ②の御意見については、意見18の考え方のおりです。</p>	
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● 経過措置期間は半年から1年で十分である。</li> </ul>	<p>考え方20</p>	
<p>○ SIMロック原則禁止および例外措置の制限に賛成ですが、ガイドライン適用以前の扱いが不十分です。</p> <p>「令和3年10月1日より前に販売されたSIMロックが設定された端末の令和5年9月30日までの間における解除については、改正前のガイドラインの規定による。」という、2年間の経過措置的な期間は長すぎます。半年から1年で十分です。</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本ガイドライン改正案の適用時期は、ガイドラインの適用対象となる事業者が、対応の準備をするために必要な期間を考慮して定めています。</p> <p>○ 各事業者においては、この適用開始時期に関わらず、自主的かつ積極的な取組により、早期にガイドラインに適合した運用を行うことが望ましいと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者が販売代理店に対して価格等の規制を行おうとすることは、市場を歪めてしまう話と考える。</li> <li>● 販売元の事業者が認定された周波数のみが使える制限をしている場合、対</li> </ul>	<p>考え方21</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>応している周波数としての表示は可能か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 端末販売者である事業者が制限の設定を製造者に依頼していない場合、製造者が事業者との契約を結んでないことを理由に実施しているSIMロック以外の機能制限はこの規定の規制対象か。</li> <li>● “汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（現時点においては、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。）” に対してSIMロックの設定禁止を適用しないことについて反対。</li> </ul>		
<p>○ 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドラインに対する意見 意見要旨： 規制方針と規制内容とに存在する矛盾に対する指摘と意見および確認 ----- “移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン” が施行されて以来、端末価格が0円未満となるものを含めて存在した端末価格の多様性が失われてしまっていると認識しております。</p> <p>これは携帯電話販売市場の官製不況をもたらしたという事実はありながらも、一方で高性能な電子計算機が電気通信サービス加入者の信用のなさによって取り過ぎてしまった利用料を還元するかのようにバラまかれていたという歪みを取り去り、物品販売としての健全な市場づくりの一端を担っているという事実は否定できないものです。</p> <p>しかしながら最近では頭金問題と称し、販売店が利益を確保すべく事業者が定めた価格よりも高い価格で販売する、事業者の定価との差額を頭金と称して請求している、販売店を規制しようとしているのは、第3項 端末の流通・販売の制限等の禁止の規定で禁止している、“販売価格や販売価格の値引き額を実質的に指示する” に該当するのではないか?と考えております。</p> <p>健全な物品販売としての市場づくりのためには、購入と同時になされる契約に対して礼金を交付してはならないというのは理解できる話ですが、その</p>	<p>○ 「7（1）利用者に対する情報提供」に関する御意見について、最終的には個別具体のケースに照らして判断する必要がありますが、使用できないように制限されている周波数帯については、基本的に、対応している周波数帯として利用者に対し説明等を行うべきではないと考えます。</p> <p>○ 「7（4）SIMロック以外の機能制限」に関する御意見について、本ガイドラインは、電気通信事業者を対象としているものであって、端末製造者が独自の判断で行ったSIMロック以外の端末に設定された機能制限については、本ガイドラインの規制の対象とはなりません。</p> <p>○ 「8 本ガイドラインの適用等」脚注5に関する御意見については、関連の状況を注視していく考えです。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>一方でこのような定価よりも高く販売しようとする販売店を規制するというのもまた市場を歪めてしまう話だと思います。</p> <p>第7項第(1)号①端末を販売する場合において、“ロ 当該端末が対応している周波数帯及び通信方式。”を説明せよ、としておりますが、これは販売元の事業者が認定された周波数のみができるように制限している場合も、対応している周波数としての表示は可能なのでしょうか？</p> <p>例：端末Aは5G NRの周波数帯Bに対応しているが、販売する事業者Cが認定を受けた特定基地局開設計画に示された周波数にのみに制限されている場合に、端末Aは5G NRの周波数帯Bに対応していると説明する行為は可能か？</p> <p>第7項第(4)号SIMロック以外の機能制限では、“利用者の権利を制限し、事業者間の競争を阻害する効果を有する、SIMロック以外の端末に設定された機能制限”を禁止しており、他の事業者のSIMを利用するには一旦端末に保存された一切のデータを削除しなければならないという制限もこの規制対象と認識しておりますが、端末販売者である事業者が制限の設定を製造者に依頼してない場合であっても、製造者が電気通信事業者との契約を結んでないことを理由に実施しているSIMロック以外の機能制限はこの規定の規制対象なのでしょうか？</p> <p>例：製造者Dは電気通信事業者EおよびFと端末の供給契約を結んでおり、SIMロック解除が実施された、もしくはSIMロックされない状態でEもしくはFから販売された端末ではEおよびFのサービスを制限なく使用可能であるが、EおよびF以外の電気通信事業者のサービスの使用には制限がある場合。ただしEおよびFはDに対し制限の実施を依頼してない場合。</p> <p>第8項注5では“汎用的に通話やデータ通信を行うための端末（現時点においては、いわゆるフィーチャーフォン、スマートフォン、タブレット、モバイルルータ及びUSBモデムが該当する。）”に対してSIMロックの設定禁止を適用しないとしておりますが、これについては反対します。</p> <p>第一に“当面の間”の目安が示されていないこと。第二に一般消費者では</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>ない利用者が騙される形でSIMロックが設定された、IoTに必要な、データ通信モジュール等の端末を受け取り、それによって事業者間の競争が阻害されうるとい問題があります。</p> <p>そして第三に家庭向けデータ通信端末（データ通信モジュールを内蔵したホームルータ）や児童向け携帯電話等が“汎用的に通話やデータ通信を行うための端末”ではないと嘯き、他の事業者が提供する回線を使用したとしても（通信を使用する）機能が使えるにもかかわらず、通信を使用する機能に関して一切の制限を課すこととなり、これは事業者間の競争を阻害する効果を有する制限に他なりません。</p> <p>-----</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>		

■ 「eSIMサービスの促進に関するガイドライン」(案)

・全体

意見	考え方	修正の有無
<p>意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● eSIMは、利用者における事業者の乗換えの円滑化等に資するものであり、MVNOにおいてもMNOと同時期にeSIMを提供できることが重要であることから、リモートSIMプロビジョニング機能やこれに伴うオペレーションシステム等の早期提供は必須。</li> <li>● これらの機能提供に伴うMVNOの負担額の根拠等を含めMNOからの速やかな情報開示を要望。</li> <li>● MNOとMVNOとの協議状況を総務省において注視するとともに、課題が生じている場合は更なる措置の実施を含めた対応を要望。</li> </ul>	<p>考え方22</p>	
<p>○ 本ガイドライン案に賛同いたします。またリモートSIMプロビジョニング機能やこれに伴うオペレーションシステム等、必要な機能をMNOからMVNOに提供すべきことをガイドライン案に織り込んでいただき感謝申し上げます。</p> <p>eSIMは、利用者における事業者の乗換えの円滑化、モバイルサービスの多様化や利便性向上に資するものであり、利用者利便の拡大および公正競争環境の確保の観点から、MNOだけではなく、MVNOにおいてもMNOと同時期にeSIMを提供できることが重要と考えます。その点、多くのMVNOがデータ通信・音声通信ともにeSIM対応するためには、リモートSIMプロビジョニング機能やこれに伴うオペレーションシステム等のMVNOへの早期提供は必須であると考えております。</p> <p>なお、MVNOにおけるeSIM対応やその検討を進めるにあたって、機能提供に伴うMVNOの負担額の根拠等を含めMNOから十分かつ速やかな情報開示をしていただくことを要望いたします。</p> <p>総務省殿においては、MNOとMVNOとの協議状況を注視いただくとともに、課題が生じている場合は更なる措置の実施を含め対応いただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 特に、スマートフォンでのeSIMサービスについては、MVNOがMNOとできる限り同じ時期にサービス提供できるよう、MNOは、RSP機能及びそれに付随するオペレーションシステムのAPI連携を早期に行うことが望ましいと考えます。</p> <p>○ そのRSP機能及びそれに付随するオペレーションシステムのAPI連携等の整備に必要な情報については、MNOからMVNOに対して、速やかに開示されることが望ましいと考えます。</p> <p>○ MNOとMVNOとの協議状況を注視し、MNOがRSP機能等を適正な条件で提供しない等eSIMサービスの提供に関する課題が生じている場合には、業務改善命令の実施を含めた所要の対応を行ってまいります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> <li>● MNOがMVNOに対し、eSIMサービスを提供できるようにRSP機能等の機能を適正な条件で提供することは、公正な競争環境を確保する観点から重要。</li> <li>● 総務省においては、特にMVNO各社による早期のeSIM提供が実現するよう、MNOにおける検討状況やMNOとMVNO間の協議状況等を注視し、状況に応じ必要な措置等の検討を要望。</li> </ul>	<p>考え方23</p>	
<p>○ eSIMの導入によりスイッチングコストが低減されることで、利用者における事業者乗り換えの円滑化や用途に応じたサービス利用の柔軟化が可能になると考えることから、本ガイドライン案に賛同いたします。</p> <p>この点、MNOだけではなく、MVNOにおいてもeSIMに対応したサービスを提供することにより、利用者利便の向上や市場競争の促進が、より一層期待できることから、本ガイドライン案で示された通り、MNOがMVNOに対し、eSIMサービスを提供できるようにRSP機能等の機能を適正な条件で提供することは、公正な競争環境を確保する観点から重要であると考えます。</p> <p>総務省殿においては、特にMVNO各社による早期のeSIM提供が実現するよう、MNOにおける検討状況やMNOとMVNO間の協議状況等を注視いただくとともに、状況に応じ必要な措置等をご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ eSIMサービスは、SIMを差し替えることや対面・書面での手続を必要とすることなく、オンラインで事業者の変更を可能とするものであり、利用者による事業者の変更の円滑化を通じた公正競争環境の確保や海外旅行者を含む利用者の利便性の向上に資するものであることから、eSIMサービスの促進の観点を踏まえ、MNOがMVNOに対して、RSP機能等を適正な条件で提供することは必要と考えます。</p> <p>○ MNOとMVNOとの協議状況を注視し、MNOがRSP機能等を適正な条件で提供しない等eSIMサービスの提供に関する課題が生じている場合には、業務改善命令の実施を含めた所要の対応を行ってまいります。</p>	無
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本ガイドライン案に賛同。</li> </ul>	<p>考え方24</p>	
<p>○ eSIMサービスの促進に関するガイドラインに対する意見 賛同いたします</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

・ 3 事業者の変更を妨げる行為等の禁止

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 25</p> <p>● 業務改善命令の対象について確認する場合には、引き続き公開の場において丁寧な議論をすることを要望。</p>	<p>考え方 25</p>	
<p>○ 「利用者が事業者の変更（事業者の変更を伴わないプロフィールの変更を行う場合を含む。以下同じ。）をしようとする際に、技術的又は経済的に著しく困難である等正当な理由なく、当該事業者の変更を妨げる行為（不作為により当該事業者の変更を妨げる行為を含む。）を行う場合であって、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務の改善命令の要件（電気通信事業法第 29 条第 1 項第 12 号）に該当する。」とありますが、今後、当該行為の対象について確認される場合は、引き続き公開の場において丁寧な議論をしていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 業務改善命令の対象について、個別具体の判断は基本的には総務省において行いますが、必要があれば、議論の場を設けることも検討します。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

・ 4 eSIMサービスの促進

意見	考え方	修正の有無
<p>意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スマートフォンだけではなく、ウェアラブル端末等についてもeSIMサービスの提供を進めるべき。</li> <li>● 特に、Apple Watchについては、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」及び「携帯電話市場における競争政策上の課題について」報告書において、端末機能の制限の指摘があり、こうした制限は、利用者利便を不当に制限となるとともに、競争上不当である。</li> <li>● 総務省において、引き続き不当な利用者利便の制限の撤廃と、スイッチングコストの低減について検討を進めていただき、公正な競争環境を確保いただくことを要望。</li> </ul>	<p>考え方26</p>	
<p>○ 本ガイドラインにおいては、特に端末の大宗を占めるスマートフォンでの提供を対象としているところ、ウェアラブル端末等他の端末についても同様にeSIMサービスの提供を進めていくべきであると考えます。</p> <p>特にApple Watchについては、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」にMVNO契約によるApple Watchの利用時に一部の機能制限があることが記載されており、また公正取引委員会が令和3年6月10日に発表した「携帯電話市場における競争政策上の課題について」報告書でも、乗り換え先の通信事業者で利用できないセルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末がスイッチングコストになるおそれがあることについての指摘がなされています。このような端末機能の制限は、利用者利便を不当に制限するとともに、利用者のMNOとMVNOの間の事業者選択に大きく影響を与え、競争上不当であると考えます。</p> <p>総務省殿においては、Apple Watch等スマートフォン以外の端末においてもeSIMサービスの促進を図るとともに、引き続き不当な利用者利便の制限の撤廃と、スイッチングコストの低減について検討を進めていただき、公正な競争環境を確保いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会】</p>	<p>○ 本ガイドラインは、携帯電話、携帯電話・PHSアクセスサービス（PHSに係るものを除く。）、三・九—四世代移動通信アクセスサービス、第五世代移動通信アクセスサービス及び携帯電話に係る仮想移動電気通信サービスを対象としており、スマートフォンはもちろんのこと、上記サービスに係るその他の端末にも適用されるものであることから、当該端末を含めて、eSIMサービスの促進を行ってまいります。</p> <p>○ 今後も、スイッチングコストや利用者利便等に係る課題について引き続き注視し、必要に応じて対応を検討してまいります。</p>	無
<p>意見27</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者が販売する移動端末設備におけるeSIM対応の一層の拡大について</li> </ul>	<p>考え方27</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>推進することを要望。</p> <p>○ 「eSIMサービスは、SIMを差し替えることや対面・書面での手続を必要とすることなく、オンラインで事業者の変更を可能とするものであり、利用者による事業者の変更の円滑化を通じた公正競争環境の確保や海外旅行者を含む利用者の利便性の向上に資するものである」ところ、eSIMの促進に向けて、貴省におかれましては、事業者が販売する移動端末設備におけるeSIM対応の一層の拡大についても推進いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ eSIMサービスは、公正競争環境の確保や利用者の利便性の向上に資するものであることから、事業者において、端末メーカーと協力しながら、より幅広い端末を使用したeSIMサービスを提供していくことが望ましいと考えます。</p>	無
<p>意見28</p> <p>● スマートフォンに対応した複数ブランドや料金プラン等を提供するMNOは、全てのブランドや料金プラン等においてeSIMサービスを提供すべき。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ 「MNOは、eSIMサービスの提供をすること。特に、端末の大宗を占めるスマートフォンでのeSIMサービスの提供については、利用者の利便性等に与える影響が大きいことから、実施していない事業者においては、速やかな導入が強く望まれる。」とあるところ、スマートフォンに対応した複数のブランドや料金プラン等を提供するMNOにおいては、技術的又は経済的に著しく困難である等正当な理由がない限りにおいては、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保の観点から、スマートフォンに対応した全てのブランドや料金プラン等においてeSIMのサービスの提供をすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ eSIMサービスは、公正競争環境の確保や利用者の利便性の向上に資するものであり、特に端末の大宗を占めるスマートフォンでのeSIMサービスの提供について速やかな導入が強く望まれることから、2021年内を目途に各社の対応状況を確認することが適当と考えます。</p>	無
<p>意見29</p> <p>● eSIMサービスの提供に際して、eKYCによる本人確認を可能とすることに賛同。</p>	<p>考え方29</p>	
<p>○ SIMの郵送を必要としないeSIMと、書面の郵送を必要としないeKYCとを組み合わせることで、非対面の契約においても利用者をお待たせせず回線の切替が可能となり利用者利便の向上に資することから、eSIMサービスの提供に際しては、「特に、利用者から事業者の変更をオンライン</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>で完結することについて求めがある場合には、事業者は、役務の別を問わず、eSIMサービスの提供に際してeKYCによる本人確認を可能とすることが適当である」とすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>		

・ 5 eSIMサービスの促進に当たり留意すべき事項

意見	考え方	修正の有無
<p>意見30</p> <p>● eSIMサービスにおいて、GSMAによる認証を受けたサーバや暗号化された通信を利用等することに賛同。</p>	<p>考え方30</p>	
<p>○ eSIMサービスにおいては、セキュリティが確保できない場合には、プロファイルの不正入手によるクローンSIMの作成等の危険性が排除できないことから、「MNO及びMVNOは、それぞれの責務の範囲内で、GSMAによる認証を受けたサーバや暗号化された通信を利用等すること」に賛同いたします。</p> <p>またMNOは、MVNOによる円滑なeSIMサービスの提供を確保することに留意することとされているところ、eSIMサービスのセキュリティは、サーバ・通信・eUICCそれぞれにおける、GSMA等に定められた規格に基づく、ハードウェア・ソフトウェアに加え、業務プロセスによっても担保される必要があることから、MVNOがeSIMサービスを提供するに際しては、現行のカード型SIMを用いるサービスと同等のセキュリティを確保されることを前提に、当社においても真摯に協議に応じてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見31</p> <p>● 既存SIMからのeSIMへの切替えやeSIM再発行を店舗のみで手続可能とする事業者が存在しており、比較的高額な手数料を設定しているため、eSIMに関する手続を原則オンライン化し、低廉なものとするようガイドラインへの明記を要望。</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ 既にeSIMサービスを導入している事業者のなかには、既存のSIMからeSIMへの変更を店舗で手続する必要がある事業者や、eSIMの再発行を店舗でのみ手続可能な事業者が存在している。また、こうした事業者は比較的高額な手数料を設定している。こうした制限はeSIMサービス利用促進を阻害すると考えられるので、5において、eSIMに関する手続はオンラインで行えるようにすることを明記していただきたい。また、事業者がeSIMに関する手続に設定する手数料も、オンライン手続が原則であることを念頭に低廉なものとするよう明記していただきたい。</p>	<p>○ スイッチングコストを低下させ、利用者の利便性を向上させる観点から、事業者の変更をオンラインで完結できるよう、eSIMサービスの提供に際して、役務の別を問わず、eKYCによる本人確認を行うことが望ましい旨本ガイドラインに明記しています。また、eSIMサービスに係る本人確認以外の手続についても、本ガイドラインの趣旨に照らし、オンラインで可能とする</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
【個人1】	ことが望ましいと考えます。今後、eSIMサービスの提供に係る実態を注視し、必要に応じて対応を検討してまいります。	

・ 6 本ガイドラインの見直し

意見	考え方	修正の有無
<p>意見32</p> <p>● 本ガイドラインを必要に応じて見直し、所要の対応を行うことに賛同。</p>	<p>考え方32</p>	
<p>○ 「本ガイドラインの策定後の状況を踏まえ、必要に応じ本ガイドラインを見直すとともに、所要の対応を行う」ことに賛同いたします。</p> <p>本ガイドラインの作成は、利用者における事業者間の乗換コストを最小化し、利用者による事業者の変更の円滑化を通じた公正競争環境の確保や海外渡航者を含む利用者の利便性の向上に資するものと認識しており、当社は本ガイドラインに則って適切に事業を運営していく考えです。一方で、令和3年5月28日に公表された「スイッチング円滑化タスクフォース報告書」第1章においては「2024年には世界のスマートフォン全体の出荷台数のうち、33.8%がeSIM対応となるとの予測もあり、今後もeSIMの普及が見込まれている」こと、また、「eSIMについては一層の普及促進を図っていくことが適当」との方向性が示されていることから、市場環境や技術動向の変化に即し、関係者との連携を行ったうえで、本ガイドラインを継続的に見直すとともに、所要の対応を行う必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

■ その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見33</p> <p>● 周波数についてスマートフォンに対するキャリア独自の改変を禁止、もしくは完全なSIMフリースマートフォンのみ販売するよう規制をすべき。</p>	<p>考え方33</p>	
<p>○ simロックの禁止には賛成です。</p> <p>しかし、一部のAndroidスマートフォンでは、キャリアによる改造により、自社以外の通信バンドを潰す、いわゆる「バンド潰し」をおこなっています。そのため、ただsimロックを禁止した場合、禁止の対象としていないバンド潰しにより、他社のバンドに対応しないなんちゃってSIMフリースマートフォンになります。</p> <p>例えば、A社で販売されているスマートフォンはA社のバンドにしか対応しておらず、D社S社の主要バンドを除外しています。</p> <p>そのため、利用者が回線を乗り換えたくてもスマートフォン側が対応しないため、結局A社の回線を利用せざるを得ず、乗り換えがおこなわれません。結果としてユーザーは固定化され、現在と変わらなくなります。</p> <p>よって、SIMロックの禁止と同時に、スマートフォンに対するキャリア独自の改変も禁止、あるいはiphoneのように完全なSIMフリースマートフォンのみ販売するよう規制をすべきです。</p> <p>おそらく、キャリア側は消費者のリテラシー不足から上記の対策を批判又は拒否しますが、逆にいえば消費者のリテラシー不足を理解した上で、自社にいいように売り付けています。</p> <p>これらの問題については石川温さんなどスマホジャーナリストやエンガジェットなどのITライターなど有識者がいらっしゃるので、ぜひその方々からも意見を聞かれた上で、私の提案した追加策についてご検討いただければと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>○ 端末の対応周波数帯等について、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、状況を注視していく考えです。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見34</p> <p>● 現在のガイドライン以前に販売された端末のうち、技術的にSIMロック解除が可能な端末においては、事業者は、簡便な手続きでSIMロックを解除すべき。</p>	<p>考え方34</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 現在のガイドラインよりも以前に販売された端末のうち、技術的にSIMロック解除が可能な端末（例えば、Apple社製iPhone5cやiPhone5s、iPhone 6など）においては、簡便な手続きでSIMロック解除を事業者はすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>○ 本ガイドライン改正案において、令和5年10月1日以降は、平成27年5月1日以降に販売されたSIMロックを設定した全ての端末について、迅速かつ容易な方法により無料でSIMロックを解除する旨規定しております。</p>	無
<p>意見35</p> <p>● 1. 端末の自由化</p> <p>(1) サービス提供会社による 端末料金とサービス料金を明確に区別すべき。</p> <p>(2) サービス提供会社による 技術的かつ法的条件を満たせば、原則としていかなる端末でも利用できるべき。</p> <p>(3) 端末のグローバル化を図るために 日本独自の電波を廃するべき。</p> <p>2. eSIMフリーについて</p> <p>eSIMフリーとなっても理解しにくいプラン・契約が多く、個人向け契約は簡潔であるべき。</p> <p>3. その他</p> <p>eSIMフリーだけに限定している意味が不明。eSIMへ切り替える魅力がなく、通信料金も格段に安くなるわけではないのでeSIMへの切り替えは進まないと思われる。</p> <p>4. eSIMサービスの電波入札を行うべき。</p>	<p>考え方35</p>	
<p>○ 1. 端末の自由化</p> <p>(1) サービス提供会社による 端末料金とサービス料金を明確に区別すること</p> <p>(2) サービス提供会社による 推奨端末はあってしかるべきだが、技術的かつ法的条件を満たせば、原則としていかなる端末でも利用できること</p> <p>(3) 端末のグローバル化を図るために 日本独自の電波を廃すること</p> <p>端末のグローバル化とは 日本製の端末が海外で利用できる、また外国製端末が日本国内で利用できること</p> <p>2. eSIMフリーについて</p> <p>eSIMフリーになっても契約はフリーではない</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>理解しにくいプラン・契約が多い。個人向け契約は簡潔（端末料金と通信料金の区別を含む）であるべき</p> <p>3. その他</p> <p>eSIMフリーだけに限定している意味が不明である</p> <p>要するに携帯電話やスマートフォンの現状にほぼ満足しており、eSIMへ切り替えるだけの魅力がない。</p> <p>通信料金も格段に安くなるわけではないのでeSIMへの切り替えは進まないだろう</p> <p>4. eSIMサービスの電波入札を行う</p> <p>以上</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>		
<p>意見36</p> <p>● SoftbankのsimカードのIMEI制限についても対応いただきたい。</p>	<p>考え方36</p>	
<p>○ 移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」改正案</p> <p>【意見】</p> <p>現在、Softbankが出しているAndroid端末のsimカードにはロック（IMEI制限）がかかっています。</p> <p>端末ではなく、simカードの方にです。このことはご存知でしょうか。</p> <p>そのためsimフリー端末にしたいと思ってもできません。</p> <p>機種変更扱いでsimフリー端末に使えるsimカードと交換ができるようですが、機種変更せずに端末を変えたいし事務手数料がかかるような表記もあり（窓口だけかもしれませんが）とにかくわかりづらいです。</p> <p>今回の意見募集と合わない意見でしたら申し訳ありませんが、端末のsimロック解除の件とともに、simカードのIMEI制限についてもご対応いただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p>	無
<p>意見37</p> <p>● 「eSIM」の名称は誤解を生む。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 「eSIM」だと「良いSIM」と誤認する。</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>「イイシムありますか？」と聞かれた場合にどちらの意味が分からず現場での案内が混乱する。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>		
<p>意見38</p> <p>● 他社通信事業者の周波数を制限しないようにすることも重要。意図的と思われる周波数制限を禁止すべき。</p>	<p>考え方38</p>	
<p>○ 他社通信事業者の周波数を制限しないようにすることも重要であると考える。</p> <p>移動端末の通信事業者を変更したところで、変更先の通信事業者の周波数に満足に対応していなければ、結局は消費者が他社へ移行するための妨げになりかねない。</p> <p>他社の周波数に新たに対応させるためには開発費用等が発生する場合があるが、実際には、量販店やインターネット販売で端末を購入した場合には使用できる周波数が、通信事業者から購入した場合には制限をかけて利用出来ないようにするケースが多々見受けられる。(いわゆるキャリアカスタマイズ版)</p> <p>このような端末の性能上は対応している周波数に対して、ソフトウェア等による意図的と思われる周波数制限を禁止すべきでは無いかと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>○ 頂いた御意見は、参考として承ります。</p> <p>○ 端末の対応周波数帯等について、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、状況を注視していく考えです。</p>	無
<p>意見39</p> <p>● SIMロック解除について概ね同意。</p> <p>● 最低限、設定するバンドを規定してもらいたい。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ SIMロック解除にたいして概ね同意。</p> <p>しかしながら現状既に自キャリアでのみの利用を前提とした特定周波数帯にのみ対応させて事実上のSIMロックがなされています。</p> <p>最低限、設定するバンドを規定して頂きたいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 端末の対応周波数帯等について、利用者の権利を制限し、競争を阻害する効果がないか、状況を注視していく考えです。</p>	無
<p>意見40</p>	<p>考え方40</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> <li>● SIMロック解除は時期を前倒しすべき。</li> <li>● 「ahamo」で「@docomo.ne.jp」のメールアドレスを使用できるように早急に改修すべき。</li> <li>● MNP手数料を最大1000円に統一すべき。</li> </ul>		
<p>○ 1. 既にドコモでは、無料でインターネット上で、SIMロックの解除ができる。案の時期を前倒し、各社でも同様に実施すべき。</p> <p>2. 各社新料金プラン「ahamo」「povo」「linemo」は、利用できる端末が制限されている。各社ホームページを見て対応端末を調べるのは消費者には非常に困難。新料金プランは、安かろう悪かろうの世界で、端末の円滑な利用には程遠い現状。</p> <p>国が進める市場活性化を考えると、「ahamo」を主力プランと位置付けているドコモが、「@docomo.ne.jp」のメールアドレスを「ahamo」で使用できない仕様になっているのは、国の進める市場活性化に後ろ向きである。「ahamo」で「@docomo.ne.jp」のメールアドレスを使用できるように早急に改修すべき。</p> <p>3. ナンバーポータビリティの手数料について、料金プラン解約手数料アンケート結果と同額で、利用者が分かりやすい、最大1,000円に統一すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>○ SIMロック解除について、現行ガイドラインでは、インターネットでの無料でのSIMロック解除を義務付けており、対象となる事業者において対応しています。</p> <p>○ その他キャリアメールの持ち運びやMNP手数料に関する御意見は、参考として承ります。</p>	無